

# 細部図根測量における点検測量について

## 一観測条件の変更に関する検定機関からの指摘事項に関して


会員の皆様には、日頃より地籍調査事業の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

細部図根測量における点検測量について、「地籍の匠・担い手講座」技術者実務研修で説明させていただいた内容に関して、検定機関より、【「点検測量」については、器械の据え直しを指摘しており、放射法に限らず、”再現性”を求める点検測量は器械点側の据え直しが必要】との指摘があり、地籍整備室に確認したところ、当協会の研修会での説明に誤りがあったことから、訂正してお詫びさせていただきます。

今後はこのようなことの無いよう、講習会参加者をはじめ、テキストをご購入いただいた皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1. 「地籍の匠・担い手講座」技術者実務研修における説明及び修正箇所

技術者実務研修 「技術管理」164p スライド72

**計算値の制限** (運用基準第35条)  地籍の匠  
Japan Land Survey Association

別表第2-1 放射法による細部図根測量における与点点検の較差の標準

精度区分 点検項目	甲一	甲二	甲三	乙一	乙二	乙三
距離	40 mm以内	60 mm以内	100 mm以内	120 mm以内	160 mm以内	200 mm以内
角度	20 秒以内	30 秒以内	40 秒以内	40 秒以内	80 秒以内	80 秒以内

別表第2-3 放射法による細部図根測量における点検測量の較差の制限

精度区分	甲一	甲二	甲三	乙一	乙二	乙三
較差の制限	40 mm以内	60 mm以内	100 mm以内	120 mm以内	160 mm以内	200 mm以内

**放射法の点検測量** 運用基準第35条第12項  
細部放射点については、**全数において、与点とした細部多角点等からの同一方法の観測により点検測量を行う**ものとし、その座標値の較差の制限は別表第2-3に定めるところによるものとする。

別表第2-3 備考より  
細部放射点の点検測量は、最初の観測とは異なる観測条件による観測を最初の観測に続けて行い、その後に**座標の較差の比較**を行うことにより、これを実施することができる。この場合において、観測条件の変更は、**基準方向を変更する方法又は器械高を変更する方法**によるものとし、準則第64条第3項に規定する条件を満たす他の細部多角点等が存在しない場合には、器械高を変更する方法によるものとする。

**座標値の較差の比較** { ①基準方向を変更  
②器械高を変更(基準距離による)  
③目標高でも可

72

#### ➤ 修正箇所

スライド最下段⇒「座標値の較差の比較」については「③目標高でも可」と説明させていただいていましたが、目標高を変えての点検測量は認められていないことから、③を削除し、訂正させていただきます。

### 2. 地籍整備室の見解

検定機関が、地籍調査の成果検定を実施した際、細部図根測量における放射法の「点検測量」については、器械の据え直しを指摘しており、放射法に限らず、”再現性”を求める点検測量は器械点側の据え直しが必要と指摘している件に関して、準則運用基準別表では「基準方向として違う与点を使用する、又は、TSを再度設置し直して、器械高を変える」と記載されており、当室の見解としてはそれ以上のことは伝えていない。

目標高を変えただけでは、観測条件がほとんど変わらないため、あまり再測量をする意味がないこと。加えて、運用基準に記載された方法でないことも踏まえると、検定機関としては、従来通り指摘していただくことで問題ないと考えます。

## ＜参考条文抜粋＞

### ➤ 運用基準第 35 条 12

細部放射点については、全数において、与点とした細部多角点等からの同一方法の観測により点検測量を行うものとし、その座標値の較差の制限は別表第 2 3 に定めるところによるものとする。

### ➤ 別表第 23 備考

細部放射点の点検測量は、最初の観測とは異なる観測条件による観測を最初の観測に続けて行い、その後に座標の較差の比較を行うことにより、これを実施することができる。この場合において、観測条件の変更は、基準方向を変更する方法又は器械高を変更する方法によるものとし、準則第 6 4 条第 3 項に規定する条件を満たす他の細部多角点等が存在しない場合には、器械高を変更する方法によるものとする。